

大宜味村職員の懲戒処分について

大宜味村では、本村職員に対し、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に基づく懲戒処分等を令和7年8月5日付で下記のとおり行ったので公表します。

記

1. 事案の概要

令和5年度から令和6年度における障害福祉事務において、不適切な事務処理が97件発覚しました。

特に障害支援区分認定業務においては、30件の不適切な事務処理があり、その中でも障害支援区分認定調査や医師意見書の依頼を行わず、前回の支援認定区分を用いたり、調査は行ったものの、一次判定システムでの入力画面において、医師意見書を取得していないにもかかわらず、依頼情報の意見書依頼日及び意見書入手日を担当者の判断で入力したものが15件判明しました。

その他不適切な事務処理件数については、以下のとおりとなります。

- ・身体障害者手帳に関するもの 22件
- ・療育手帳に関するもの 6件
- ・厚生医療に関するもの 11件
- ・重度身体障害者医療費助成に関するもの 8件
- ・補装具に関するもの 2件
- ・日常生活用具に関するもの 5件
- ・移動支援に関するもの 11件
- ・高速道路割引等に関するもの 2件

2. 被処分者及び処分内容

(1) 一般行政職 主事 30代 停職2月

(2) 管理監督責任

- ・課長 50代 戒告
- ・係長 40代 訓告

3. 再発防止策

(1) 具体的な事務処理

不適正な事務処理等が生じないようにダブルチェック体制を徹底するとともに、担当者の業務の進捗状況や事務処理の適切さの確認等を組織的に行うための課内・係内のミーティングを拡充します。

(2) 全職員に向けた対応

全ての職員に対し、改めて服務規律について周知徹底するとともに、職員のコンプライアンスやガバナンスに対する意識向上のための研修を実施します。

4. その他

組織的な管理責任を明らかにするため、村長及び副村長の給料を減額とする議案を6月定例会に上程し可決されました。

村 長 減額100分の10 3月

副村長 減額100分の5 3月

5. 村長コメント

この度、障害福祉事務におきまして、このような事案が発生し、対象者の方々並びに関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

また、村政への信頼を著しく損ねましたこと、村民の皆さまに深くお詫び申し上げます。

二度と同様の事態を招くことがないよう、再発防止に全力で取り組むとともに、村民の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。